

岩美町福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩美町福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、岩美町補助金等交付規則（平成11年3月24日岩美町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）及び鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

(交付目的)

第3条 本補助金は、建築主等（国、地方公共団体その他これらに準ずる者を除く。以下同じ。）が町内の特定建築物のバリアフリー化を促進し、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利便性及び安全性の向上を図り、もって本町における福祉のまちづくりを推進することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成12年3月7日付け福第661号鳥取県福祉保健部長通知。以下「県要綱」という。）第3条第1項各号に規定する施設のうち岩美町内に存するものについて、同項に規定する建築主等が同項に規定する整備を行う事業とする。補助事業の実施に当たっては、町内事業者又は県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（工事請負費、委託料その他町長が適当と認めるものに限り、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金の額は、別表1又は別表2の第1欄に掲げる区分

ごとに、補助対象経費の額（別表1又は別表2の第1欄に掲げる事業に要する経費から第2欄に定める額を控除した額とし、第3欄に定める額を限度とする。）に第4欄に定める割合を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額で算定し、予算の範囲内で交付する。

（交付申請の時期等）

第7条 本補助金の交付申請をしようとする者は、規則第5条の申請書には、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）岩美町福祉のまちづくり推進事業計画書（様式第1号）
 - （2）岩美町福祉のまちづくり推進事業収支予算書（様式第2号）
 - （3）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- （交付決定の時期等）

第8条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、町長がその財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
（着手届）

第9条 規則第12条による届出書には、補助対象事業に係る請負契約書の写しを添付しなければならない。

（変更等の承認）

第10条 規則第10条第1項の町長の定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額
- （2）補助対象経費の20パーセントを超える減
- （3）補助対象事業の実施場所の変更
- （4）設備の機能に影響を及ぼすと認められる構造の変更

2 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
（実績報告の時期等）

第11条 規則第17条の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業完了後30日を経過する日又は本補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない

い。

- (1) 岩美町福祉のまちづくり推進事業報告書(様式第1号)
- (2) 岩美町福祉のまちづくり推進事業収支決算書(様式第2号)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(その他)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。